

熊本県公報

第 1 2 4 0 1 号
平成 27 年 3 月 17 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (//) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 11
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 23
- 八代都市計画下水道事業の事業計画変更認可…………… (下水環境課) 33
- 宇城都市計画下水道事業の事業計画変更認可…………… (//) 34
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 34
- 道路の供用開始…………… (//) 35
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 35
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (//) 35

公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 35
- 熊本都市計画地区計画の変更(菊陽町決定)…………… (都市計画課) 36

登 載 依 頼

- 平成 2 6 年度第 2 回熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会
会の開催…………… (福祉サービス第三者評価推進委員会) 36
- 平成 2 6 年度熊本県環境審議会鳥獣部会の開催…………… (環境審議会鳥獣部会) 36
- 平成 2 6 年度第 3 回熊本県医療審議会の開催…………… (医療審議会) 37

正 誤

- 平成 2 5 年 3 月 2 9 日熊本県規則第 3 4 号(熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則)中…………… (道路整備課) 37

告 示

熊本県告示第 2 4 3 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人回生会	太陽指定訪問リハビリテーション	山鹿市鹿本町津袋 6 5 4 番地 1	平成 2 7 年 4 月 1 日	訪問リハビリテーション

熊本県告示第 2 4 4 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 7 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人回生会	太陽指定訪問リハビリテーション	山鹿市鹿本町津袋 6 5 4 番地 1	平成 2 7 年 4 月 1 日	介護予防訪問リハビリテーション

	ハビリテーショ ン	袋 6 5 4 番 地 1	4 月 1 日	リハビリテー ション
--	--------------	---------------	---------	---------------

熊本県告示第 2 4 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
哲善弘合同会社	居宅介護支援事業所 緑青園	宇城市小川町川尻 1 6 9 番 地	平成 2 7 年 4 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 2 4 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人岡部病院	医療法人岡部病院 居宅介護支援事業所	水俣市桜井町 3 丁目 3 番 3 号	平成 2 7 年 4 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 2 4 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
まどか工房 水俣市月浦 2 6 9 番 1 3	社会福祉法人照徳の里 水俣市月浦 2 6 9 番 1 3	生活介護	平成 2 7 年 4 月 1 日

熊本県告示第 2 4 8 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 7 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 球磨郡五木村甲字下梶原 4 2 5 7 番 3 8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下梶原 4 2 5 7 番 3 8（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 下深水第一（461-1-007）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 下深水第二（461-1-008）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 平野川第四（461-1-009）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 上深水第一（461-1-010）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 上深水第二（461-1-011）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 岳川第一（461-1-012）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 井手口谷川 (4 6 1 - 1 - 0 1 3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 上鶴川第三 (4 6 1 - 1 - 0 9 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 平野川第一 (4 6 1 - 2 - 0 0 7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 平野川第二 (4 6 1 - 2 - 0 0 8)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 平野川第三 (4 6 1 - 2 - 0 0 9)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 篠俣川 (4 6 1 - 2 - 0 1 0)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町深水い、深水ろ
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 九折川(461-2-011)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町深水い、深水ろ
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 九折川第二(461-2-012)
 (1) 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市坂本町深水い、深水ろ
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 平野川第五(461-2-013)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町深水、深水ろ
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 深水谷川(461-2-014)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町深水い
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 平野川第六(461-2-015)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町深水い
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 上鶴川第五(461-2-067)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町鶴喰
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 上鶴川第一(461-2-068)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 上鶴川第二 (4 6 1 - 2 - 0 6 9)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 上鶴川第四 (4 6 1 - 2 - 0 7 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 下鶴川第一 (4 6 1 - 2 - 0 7 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 中鶴 - 2 (4 6 1 - 1 - 0 3 4 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 中鶴 - 3 (4 6 1 - 1 - 0 3 4 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 下鶴 (4 6 1 - 1 - 0 3 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 下鶴A(461-1-036)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 上鶴-1(461-1-037-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 上鶴-2(461-1-037-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 上鶴-3(461-1-037-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 上鶴-4(461-1-037-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 板の平(461-1-085)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水は
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 平野 (C) - 1 (461-1-086-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 平野 (C) - 2 (461-1-086-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 平野 (A) - 1 (461-1-087-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 平野 (A) - 2 (461-1-087-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 平野 (A) - 3 (461-1-087-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 上深水 - 1 (461-1-088-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 38 上深水-2 (461-1-088-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 平野(B) (461-1-089)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 下深水A (461-1-090)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 岳A (461-1-092)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 42 岳-1 (461-1-093-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水、深水ろ
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 43 岳-2 (461-1-093-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水、深水ろ
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 44 下深水(461-1-003(人))
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 八代市坂本町深水い
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 中鶴 A (4 6 1 - 2 - 0 2 6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鶴喰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 平野 D (4 6 1 - 2 - 0 5 3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 上深水 A (4 6 1 - 2 - 0 5 4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 深水 A (4 6 1 - 2 - 0 5 5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 九折 A (4 6 1 - 2 - 0 5 6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水ろ
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 九折 B (4 6 1 - 2 - 0 5 7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い、深水ろ
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 九折C (461-2-058)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い、深水ろ
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 九折D (461-2-059)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町深水い、深水ろ
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 車谷3 (382-1-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 迫谷1 (382-1-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町長
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 迫谷2 (382-1-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町長
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 浦矢谷1 (382-1-012)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 浦矢谷2 (382-1-013)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 浦矢谷川 (382-1-014)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 浦矢谷3 (382-1-015)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 番所2 (382-1-016)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 番所3 (382-1-017)
 (1) 土砂災害警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 車谷1 (382-2-001)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 1 車谷2（382-2-002）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 2 瀬野（382-2-007）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町相良
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 3 瀬野川（382-2-008）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷、相良
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 4 矢谷（382-2-009）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 5 水晶平（382-2-010）
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 6 威-1（382-1-001-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 威-2 (382-1-001-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 威-3 (382-1-001-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 威-4 (382-1-001-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 威-5 (382-1-001-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 番所-1 (382-1-002-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 番所-2 (382-1-002-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 番所-3 (382-1-002-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 番所-4 (382-1-002-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 水晶谷-1 (382-1-003-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 水晶谷-2 (382-1-003-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 水晶谷-3 (382-1-003-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 川原 (382-1-020)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町長
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 島田-1 (382-1-021-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町長
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 島田-2 (382-1-021-2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 川西-1 (382-1-022-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 川西-2 (382-1-022-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 山の井-1 (382-1-023-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 34 山の井-2 (382-1-023-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 35 山の井-3 (382-1-023-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 山鹿市菊鹿町下内田
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 36 山の井-4 (382-1-023-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 37 山の井-5 (382-1-023-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 尾の上3 (382-1-026)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 番所2-1 (382-2-001-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 番所2-2 (382-2-001-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 尾の上1-1 (382-2-004-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 尾の上 1-2 (382-2-004-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 矢谷 2-1 (382-2-006-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 矢谷 2-2 (382-2-006-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 矢谷 2-3 (382-2-006-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 矢谷 3-1 (382-2-007-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 矢谷 3-2 (382-2-007-2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 川原1 (382-2-044)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町長
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 長谷川1 (382-2-045)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町長
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 長谷川2-1 (382-2-046-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町長
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 長谷川2-2 (382-2-046-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町長
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 川西1-1 (382-2-047-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町下内田
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 川西1-2 (382-2-047-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町下内田
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 川西1-3 (382-2-047-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 川西2-1 (382-2-048-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 川西2-2 (382-2-048-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 長谷1-1 (382-2-049-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町長
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 長谷1-2 (382-2-049-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町長
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 長谷2 (382-2-050)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町長
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 島田1-1 (382-2-051-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 島田1-2(382-2-051-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 島田2(382-2-052)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 大田1(太田1)-1(382-2-053-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町太田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 大田1(太田1)-2(382-2-053-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町太田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 大田2(太田2)-1(382-2-054-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町太田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 大田2(太田2)-2(382-2-054-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町太田

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 67 大田2(太田2)-3(382-2-054-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町太田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 68 日渡1(382-2-055)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町太田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 69 日渡2-1(382-2-056-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 70 日渡2-2(382-2-056-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 71 日渡3(382-2-057)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町下内田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 72 瀬野1-1(382-2-060-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 瀬野1-2 (382-2-060-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 尾の上4 (382-2-067)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 堂の原川2 (208-1-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 深倉川 (208-1-018)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市久原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 吉田川1 (208-1-024)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市久原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 吉田川2-1 (208-1-025-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市久原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 吉田川2-2 (208-1-025-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市久原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 吉田川2-3 (208-1-025-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市久原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 久原川 (208-1-026)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市久原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 久原2-1 (208-1-027-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市久原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 久原2-2 (208-1-027-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市久原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 0 福原（208-2-016）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市蒲生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 1 蒲生1（208-2-017）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市蒲生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 2 蒲生2（208-2-018）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市蒲生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 3 江田川2-1（384-1-005-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 4 江田川2-2（384-1-005-2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 5 江田川3（384-1-006）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 6 大浦川2-1（384-1-008-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 山鹿市鹿央町梅木谷、大浦
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 大浦川 2 - 2 (3 8 4 - 1 - 0 0 8 - 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町梅木谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 大浦川 3 (3 8 4 - 1 - 0 0 9)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町梅木谷、大浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 蜻浦川 1 (3 8 4 - 1 - 0 1 0)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦、玉名郡和水町蜻浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課並びに県北広域本部玉名地域振興局土木部及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 蜻浦川 2 (3 8 4 - 1 - 0 1 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦、玉名郡和水町蜻浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課並びに県北広域本部玉名地域振興局土木部及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 蜻浦川 3 - 1 (3 8 4 - 1 - 0 1 2 - 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦、玉名郡和水町蜻浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課並びに県北広域本部玉名地域振興局土木部及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 蜻浦川 3 - 2 (3 8 4 - 1 - 0 1 2 - 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦、玉名郡和水町蜻浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課並びに県北広域本部玉名地域振興局土木部及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 蜻浦川3-3(384-1-012-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦、玉名郡和水町蜻浦
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課並びに県北広域本部玉名地域振興局土木部及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 蜻浦川(384-2-008)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 鍋田1-1(208-1-006-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鍋田
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 鍋田1-2(208-1-006-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鍋田
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 鍋田1-3(208-1-006-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鍋田
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 東(208-1-008)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鍋田
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地区振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 八幡林 1 (208-1-009)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市保多田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地区振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 八幡林 2 (208-1-010)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市保多田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地区振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 鍋田 5 区 (208-1-011)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鍋田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地区振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 久原 2 区 (208-1-012)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市蒲生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地区振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 名塚 1-1 (208-1-017-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市名塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地区振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 34 名塚 1-2 (208-1-017-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市名塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 東 1 (2 0 8 - 1 - 0 3 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鍋田
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 名塚 1 区 1 (2 0 8 - 1 - 0 3 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市名塚
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 鍋田 3 区 (2 0 8 - 2 - 0 0 9)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鍋田
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 名塚 1 区 3 (2 0 8 - 2 - 0 1 9)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市名塚
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 野馬見 1 (2 0 8 - 2 - 0 2 0)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市名塚
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 名塚 3 (2 0 8 - 2 - 0 3 3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市名塚
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部

- 部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 深倉 (2 0 8 - 2 - 0 4 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市久原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 深倉 1 (2 0 8 - 2 - 0 4 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市久原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 鍋田 2 (2 0 8 - 2 - 0 5 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鍋田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 名塚 1 区 (2 0 8 - 3 - 0 0 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市名塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 野馬見 (2 0 8 - 3 - 0 0 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市名塚
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 本村 - 1 (3 8 4 - 1 - 0 0 9 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 本村 - 2 (3 8 4 - 1 - 0 0 9 - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 本村 - 3 (3 8 4 - 1 - 0 0 9 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 本村 - 4 (3 8 4 - 1 - 0 0 9 - 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 本村 - 5 (3 8 4 - 1 - 0 0 9 - 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町中浦、玉名郡和水町蜻浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課並びに県北広域本部玉名地域振興局土木部及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 後谷 - 1 (3 8 4 - 1 - 0 1 0 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町大浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 後谷 - 2 (3 8 4 - 1 - 0 1 0 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町大浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 後谷 - 3 (3 8 4 - 1 - 0 1 0 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町大浦

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 後谷-4 (384-1-010-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町大浦
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 後谷-5 (384-1-010-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町大浦
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 本村1-1 (384-1-014-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 本村1-2 (384-1-014-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 本村1-3 (384-1-014-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 本村1-4 (384-1-014-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 本村1-5 (384-1-014-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 本村1-6 (384-1-014-6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 62 本村1-7 (384-1-014-7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 63 余内1 (384-2-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町大浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 64 余内2 (384-2-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町大浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 施行者の名称 八代市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
八代都市計画下水道事業八代公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和55年1月13日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし。
- (2) 使用の部分

昭和55年熊本県告示第888号、昭和62年熊本県告示第247号、平成3年熊本県告示第263号、平成8年熊本県告示第198号、平成56年熊本県告示第1157号及び平成19年熊本県告示第1063号により告示した事業地に、八代市鏡町内田字一番割、鏡町鏡字宝出越六番割、鏡町宝出字一番割、字二番割、字三番割、字四番割、字五番割、字六番割、字七番割、字八番割、字九番割及び字十番割、鏡町両出割、字七番割、字七番割、字七百町二番割、字七百町三番割、字七百町四番割、字七百町五番割、字七百町六番割、字七百町七番割、字七百町八番割、字七百町九番割、字七百町十番割、字二番塘開、字三番塘開、字三番割、字四番割、字五番割、字七番割及び字二番割並びに鏡町貝洲字三番割、字四番割、字五番割、字六番割のうち八代市鏡町下有、佐字吉門、字南吉門、字西田中及び字西寄田、鏡町上鏡字北松本、字浜無田、字深江及び字大力、鏡町鏡村字浮池、字藤山、字小柳、字清水、字福島、字深町、字池口及び字桑本、鏡町内田字徳永、字御恵、字龍宮、字水分、字登壇、字二番割及び字六番割並びに鏡町鏡字芝口二番割、字津口三番割、字津口四番割及び字郷開地内において事業地を変更する。

熊本県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成27年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 宇城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇城都市計画下水道事業小川公共下水道
- 3 事業施行期間
平成8年2月26日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし。
- (2) 使用の部分

平成8年熊本県告示第162号、平成11年熊本県告示第253号、平成13年熊本県告示第279号、平成18年熊本県告示第699号及び平成19年熊本県告示第1062号により告示した事業地に、宇城市小川町住吉字五番割及び小川町川尻字東川開を加え、同事業地のうち宇城市小川町新田古川、字川添及び字柳江、小川町尻字南古川、字北古川及び字江添、小川町北新田字中割、字塘添及び字三小宝、小川町江頭字新開及び字八ノ坪、小川町西北小川字南新開、字亀の町、字豊の内及び字馬場、小川町河江字江端、字折口及び字前田、小川町南部田字扇の間、字石町、字中ノ川、字陣ノ下、字正院及び字山下、小川町新田出字四番、小川町北部田字高倉、字吉里及び字山下、小川町住吉字三番割及び字四番割、小川町南小野字谷口、小川町中小野字引地並びに小川町東小川字上仏地内において事業地を変更する。

熊本県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成27年3月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡御船町大字田代字清水口	前	5.6 ～	254.1	九州横断自動

		1332番3地先から 上益城郡御船町大字田代字北 神掛	後	13.3 7.8 ～ 62.3	248.6	車道延 岡線（ 嘉島～ 山都） 事業
		1032番1地先まで				

2 区域を変更する期日 平成27年3月17日

熊本県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	皆越免田線	球磨郡あさぎり町上北字久保 243番4地先から 同所 209番5地先まで	146.0	防交安

2 供用を開始する期日 平成27年3月27日

熊本県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
かおうまち薬局	山鹿市鹿央町合里411番地2	平成26年10月16日

熊本県告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
さくら病院	上益城郡益城町広崎1445-1 5	平成15年10月20日

公 告

熊本県公告第163号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人 みのり会	葦北郡芦北町大字大野	葦北郡芦北町大字大野字迫田276番 1ほか3筆

2 認可年月日
平成27年3月6日

熊本県公告第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により菊陽町から熊本都市計画地区計画原水工業団地地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

登載依頼

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会公告第2号

平成26年度第2回熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成27年3月17日

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課長)

- 開催日時
平成27年3月17日（火）
午前10時から正午まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階 職員研修室
- 議題
(1) 評価機関の認証について
(2) 共通評価基準等の改正について
(3) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において、受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 非公開の案件
議題(1)については、「審議会等の公開に関する指針」第3公開の基準のアに該当する場合、非公開となることがあります。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室)
(電話 096-333-2201)

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第2号

平成26年度熊本県環境審議会第2回鳥獣部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

平成27年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開催日時
平成27年3月26日（木） 午前9時30分から正午まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 1301会議室
- 議題

- (1) 熊本県鳥獣保護事業計画の変更
- (2) 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の策定
- (3) 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の策定
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、開場にて午前9時から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境生活部環境局自然保護課
 （電話096-333-2275）

熊本県医療審議会公告第2号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。
平成27年3月17日

熊本県医療審議会
会 長 福 田 稠

- 1 開催日時
平成27年3月23日（月）
午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 議案
救急医療圏の区域見直しについて
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
 （電話096-333-2205）

正 誤

平成25年3月29日熊本県規則第34号（熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
29	1	ここに	次のように